

令和3年度県産材公共サイン整備事業募集要領

(長野県森林づくり県民税活用事業)

1 事業の趣旨

本県が本格的なインバウンド大県となるためには、外国人観光客の視点に立った案内サインの整備を推進する必要があります。そこで、外国人観光客等の利便性の向上を図るため、本県の豊富な森林資源を活かし、観光地等における県産材を活用した案内サインを製作する優れた事業を応募した者に対して、予算の範囲内において、県が当該事業の実施に対する費用の一部を補助します。

なお、この事業は以下の要綱・要領に基づき実施します。

- ・ 木材関係事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）
- ・ 県産材公共サイン整備事業実施要領（以下、「要領」という。）

2 言葉の定義

(1) 県産材

長野県内で生産された木材

(2) 公共サイン

文字、絵などの視覚的要素を媒体として、公共的な性格の強い情報を伝達する案内サインで、市町村等が設置するものうち主として歩行者を対象とし、かつ、法令等により規格、基準等が定められていないもの。

(3) 案内サイン

ア 地図サイン

(ア) 広域地図サイン

サインを設置した地域全体の概略案内を目的とし、比較的広い範囲を対象とした地図等を用いて案内するサイン

(イ) 周辺地図サイン

歩行圏の詳細な案内を目的とし、比較的狭い範囲の地域を対象とした地図等を用いて案内するサイン

イ 誘導サイン

(ア) 施設誘導サイン

目的となる施設又は地域への方向及び距離を示すもの

(イ) 位置サイン

目的となる施設又は地域の位置を示すもの

ウ その他

(ア) 説明サイン

施設等の内容を説明するもの

(イ) 規制サイン

歩行者等の行動を規制するもの

3 対象事業

観光地等に面的に複数設置する、県産材を利活用した複数の言語による案内サインの製作（製作と一体の設計は含み、設置に係る費用は含まない）に係るものであり、長野県案内サイン指針に基づく表記やデザインで、モデル性が高く波及効果が期待できるもの。

ただし、上記に関わらず、下記に掲げる事業は対象としません。

- (1) 国または県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- (2) 国または県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- (3) 宗教的活動に関する事業
- (4) 政治的活動に関する事業
- (5) 公序良俗に反する事業

※ 長野県案内サイン整備指針は以下の長野県公式ホームページ上に掲載してありますのでご参照ください。

URL：<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kekan/kokyo-sign.html>

※ 以下の手順で上記ホームページをご覧くださいこともできます。

長野県公式HPトップページ ⇒ 「目的から探す」の「組織・機関」
⇒ 長野県の組織一覧（本庁） ⇒ 建設部 ⇒ 都市・まちづくり課
⇒ 長野県案内サイン整備指針

4 事業の対象となる方

- (1) 市町村
- (2) 民間事業者等。

ただし、暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体でないこと。政治的な活動を目的とする団体でないこと。また、補助事業に係る経費、製作する案内サイン及び設置に関し、適正な執行、管理を行うことができる団体であること。

5 事業実施期間

補助金交付決定日から令和4年（2022年）2月28日（月）まで

6 補助対象経費及び補助率等の内容

補助対象経費	補助対象事業費の上限	補助率
観光地等における県産材を活用した案内サインを製作するために要する経費。 （事業実施主体の運営費及び人件費、食糧費並びに他用途への使用が可能な汎用性のある物品の購入経費は除く。）	600万円	補助対象事業費に対して、 市町村 4分の3以内 民間事業者等 2分の1以内

7 補助の条件

基本要件	(1) 補助事業により整備した案内サインには「長野県森林づくり県民税」を活用していることを表示するとともに、事業の情報発信を行うこと。 (2) 事業の内容を県ホームページ等で公表できること。 (3) 県の求めに応じて、県産材の普及啓発のための事例発表会に協力すること。 (4) 国または県の他の補助を受けていないこと。 (5) 令和4年(2022年)2月28日(月)までに事業完了すること。
設置要件	(1) 地権者の同意又は同意の見通しがつくこと。 (2) 設置にあたって必要となる法令等の手続きの種類が確認され、見通しがつくこと。

8 審査

(1) 審査方法

提出いただいた応募書類について、林務部県産材利用推進室で採択要件の適否に関する書類審査を行います。その後、当該事業の選定委員会における審査を行い、最終的な選定をします。

なお、必要に応じて書類提出者に対するヒアリングを行います。

(2) 審査基準

選定委員会では、主に下記の事項について審査等を行い選定します。なお、審査結果は郵送により通知いたします。

- ア 外国人観光客等の利便性の向上が図られるか
- イ 面的な設置により事業効果が期待できるか
- ウ 事業のPR等の情報発信性に優れているか
- エ 他地域への波及効果が高いか
- オ 木材利用方法の工夫があるか

9 募集期間

令和3年(2021年)5月6日(木)から令和3年6月7日(月)までの期間に、事業主体が所在する地域を管轄する地域振興局林務課(16の一覧表)へ応募書類を提出してください。

※ 事業内容について、補助の条件に合致するかの確認や、応募書類の作成方法等について御不明な点がございましたら、応募書類を作成する前に地域振興局林務課または林務部県産材利用推進室に御相談ください。

※ 応募書類は、郵送、持参、メールのいずれかにより提出してください。

10 応募に必要な書類

以下の書類を正副2部提出してください。なお、提出いただいた書類は返却いたしません。

- (1) 事業計画書（要領様式第1号）
- (2) 事業内容が確認できる仕様書、デザイン案等
- (3) 補助対象となる案内サインの設置箇所が分かる位置図
- (4) 設置箇所に関する書類
 - ア 地権者との権利関係、地権者の同意又は同意の見通し、借地料の有無
 - イ 設置にあたって必要となる法令等の手続きの種類と見通し
 - ウ 設置の実施（施工）者
 - エ 設置予定時期

案内サインは製作完了後に速やかに設置してください。ただし、以下の何れかに該当する場合は理由を附して、補助事業の完了予定日から6ヶ月以内に設置予定時期を設定することができます。

- (ア) 製作完了時期が年度末になり、設置が翌年度になる場合
 - (イ) 設置時期が行楽期のハイシーズンに重なり速やかな設置が困難な場合
 - (ウ) 設置個所が残雪等により速やかな設置が困難な場合
 - (エ) その他、部長がやむを得ないと認める場合
- (5) 見積書その他事業費が確認できる書類
 - (6) その他事業計画書を補足するための添付資料

※ 事業計画書及び要綱・要領の電子データは以下の長野県公式ホームページ上に掲載してありますのでご活用ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/mokuzai/03koukyousainbosyu.html>

※ 以下の手順で上記ホームページをご覧くださいこともできます。

長野県公式HPトップページ ⇒ 「目的から探す」の「組織・機関」
⇒ 長野県の組織一覧（本庁） ⇒ 林務部 ⇒ 県産材利用推進室
⇒ 県産材公共サイン整備事業 ⇒ 令和3年度事業

11 事業選定に係るスケジュール（予定であり変更になる場合があります）

- ・ 募集開始（令和3年5月6日）
- ・ 事業計画書の提出（令和3年5月6日～令和3年6月7日）
- ・ 提出書類の確認（令和3年6月中旬）
- ・ 選定（令和3年6月下旬）
- ・ 選定結果通知・補助金内示・交付申請受付（令和3年6月下旬から順次）

12 事業の着手

事業採択後、補助金交付申請書を提出していただき、補助金の交付決定を受けて事業に着手することができます。交付決定より前に実施した事業については補助の対象となりませんので注意してください。

※ 事業計画書に記載された事業でやむを得ない事由があると認めた場合にあつては、交付決定前に着手することができます。（要領第8の早期着手協議書を提出してください。）

13 事業採択後の事業の流れ

段 階	内 容
実 施 通 知	○ 長野県林務部長（地域振興局経由）から事業主体あてに、事業が採択された旨の通知が送付されます。
↓	（計画書提出時に仕様書等が決まっていない場合や審査の際に修正の指示があった場合は、早期着手の手続きを行ったうえで、サインの作成を発注し、受注者に仕様書等の作成を依頼することができます。）
早期着手	
↓	
サイン作成の発注	○ 事業主体は入札等を行い、サインの作成を発注します。
↓	
仕様書等の提出	○ 事業主体は受注者が作成した仕様書等について地域振興局を経由して林務部長に提出します。
↓	
補助金内示	○ 林務部長は仕様書等を適当と認めた場合、補助金額を内示します。
↓	
交 付 申 請	○ 事業主体は地域振興局長（以下、「局長」という。）から補助金額の内示があったときは、概ね1ヶ月以内に補助金交付申請書（要綱様式第1号）を地域振興局に提出してください。
↓	
書 類 審 査 補助金交付決定	○ 地域振興局において申請書類を審査し、補助金交付決定通知を送付します。（交付申請から2週間程度）
↓	
事 業 着 手	○ 事業主体は補助金交付決定後、速やかに事業に着手してください。 ○ 事業途中、当該地域振興局で現地調査を行う場合があります。
↓	
事 業 完 了	○ 事業完了の期限は、令和4年(2022年)2月28日までとします。
↓	
実 績 報 告	○ 事業完了後、事業主体は速やかに実績報告書（要綱様式第1号）を当該地域振興局に提出してください。
↓	
補 助 金 調 査 (現地及び書類)	○ 地域振興局の職員が現地に伺い、現地調査及び書類確認を実施します。
↓	
補助金額の確定	○ 局長は、実績報告の内容審査を行い、補助金額を確定し、結果を通知します。
↓	
補助金の支払い	○ 額の確定通知を受けた後、事業主体は、補助金交付請求書（要綱様式第7号）を当該地域振興局へ提出し、補助金の支払いを受けます。
↓	
設置報告	○補助事業で制作したサインの設置が完了したときに、報告書（要領様式第6号）を局長に提出します。 (計画書に補助事業完了後に設置する旨記載のあった場合)

14 補助金の返還義務

次に該当する場合は、補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。

- ・ 偽りまたは不正の手段により、補助金の給付を受けたことが判明したとき
- ・ 補助金を対象事業以外または対象経費以外に使用したとき
- ・ 補助を受けた案内サインを5年未満に処分したとき

15 その他留意事項

- ・ 実際の補助金額は、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、必ずしも応募書類に記載された所要経費額と一致するとは限りません。

16 応募書類提出先・問い合わせ先

- 県現地機関【応募書類等の提出先、問い合わせ先（応募書類提出前の事前相談等）】

地域 振興局	担当課	住 所	連絡先(電話)・電子メール
佐久	林務課	〒385-8533 佐久市跡部 65-1	TEL:0267-63-3153 sakuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
上田	林務課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	TEL:0268-25-7138 uedachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
諏訪	林務課	〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10	TEL:0266-57-2920 suwachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
上伊那	林務課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	TEL:0265-76-6825 kamichi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
南信州	林務課	〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678	TEL:0265-53-0424 minamichi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
木曾	林務課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1	TEL:0264-25-2225 kisoichi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
松本	林務課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	TEL:0263-40-1928 matsuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
北アルプス	林務課	〒398-8602 大町市大町 1058-2	TEL:0261-23-6522 kitachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
長野	林務課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	TEL:026-234-9522 nagachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
北信	林務課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	TEL:0269-23-0216 hokuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp

- 県庁【問い合わせ先（事業全般）】

林務部信州の木活用課 県産材利用推進室	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	TEL:026-235-7266 mokuzai@pref.nagano.lg.jp
------------------------	--------------------------------	---